

## 保育利用に関する確認票及び同意書

\* 下記項目のご確認、必要事項をご記入のうえ、署名をお願いします。

保育所利用(入所)申請に関する確認項目	
①	「保育所・保育園入所・利用のご案内」をよくお読みになり、内容を了承のうえお申し込みください。
②	事実と異なる虚偽の記載があった場合は、保育所の内定・決定を取り消しとします。
③	希望園は入りたい順番・通える範囲でお書きください。入所審査の優先度には影響しません。
④	利用開始前日までに面接等を受けられない場合や面談結果により、児童を安全に保育する事ができないと施設が判断した場合は、内定が取り消しになることがあります。
⑤	入所審査は、締切日までに提出された書類で行います。締切日後に提出された書類については、次月の入所審査時に反映します。
⑥	申し込み後、家庭状況の変更(住所、家族構成、仕事の状況(退職・転職等)、妊娠・出産予定等)があった場合は、幼児保育課に必ずご連絡ください。
⑦	入所内定後、必要な個人情報については、保育所(園)へ情報提供いたします。
⑧	書類不備の方 実際は就労や疾病等の事実があっても書類上の確認が出来ないため、「求職中」の扱いとなり、入所審査の優先度合に影響します。また入所決定後、必要書類が提出されない場合は、入所日から3か月で保育の実施を解除(退所)します。
⑨	市外施設申込の方 施設の所在する市町村の担当課に、事前に申込方法等を確認してください。結果については、申し込み先の市町村から回答を確認後に発送するため、市内保育施設申込者より遅くなる場合があります。
保育所利用中に関する確認項目	
①	在園中に保育の必要性がなくなった場合は、保育の実施を解除(退所)します。
②	職場やご家庭に電話・訪問などをして、保育を必要とする状況等を確認することがあります。
③	状況確認や保育料算定のため、追加の書類提出を依頼することがあります。
④	保育料は月単位で計算し、毎月1日に在籍している方に1か月分の保育料保護者負担金を納めていただきます。欠席日数等で日割り計算は行いません。
⑤	保育料を滞納された場合は、自宅・在籍園・勤務先等に、電話や訪問による確認を行うことがあります。

下記内容についてご回答ください。

希望する審査方法に○をつけてください。

- ① 入所審査を希望する。  
→通常通りの審査を行います。
- ② 入所保留を希望する。  
→優先度を下げた審査となります。ただし、入所保留になるとは限りません。  
(パンフレットP.12.13参照)

保護者署名欄	上記について、確認及び同意しました。	(市使用欄)
	年 月 日	
	氏名	